工保第　１５　号
平成２６年８月１２日

一般社団法人神奈川県火薬類保安協会会長様

神奈川県安全防災局安全防災部工業保安課長

動物駆逐用煙火（連続発射式）による事故の防止について（周知依頼）

本県の火薬類の保安の確保につきましては、日ごろからご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記のことについて、別添のとおり経済産業省大臣官房商務流通保安審議官から周知依頼がありましたので、関係する貴会員に周知してくださるようお願いいたします。

なお、本件につきましては、環境省及び農林水産省を通じ、神奈川県環境農政局水・緑部自然環境保全課長から、関係市町村及び関係団体に周知依頼しておりますことをお知らせします。

問い合わせ先
火薬電気グループ　長谷川
電話 045-210-3475（直通）

経済産業省

20140723 商局第５号
平成２６年７月２５日

神奈川県知事　殿

経済産業省大臣官房商務流通保安審議官

動物駆逐用煙火（連続発射式）による事故の防止について（周知依頼）

鳥獣等の動物駆逐に用いられる動物駆逐用煙火（連続発射式）の使用中に、持ち手付近が破裂し、指を負傷する火薬類の事故が昨年末からこれまでに４件発生しています。（下記参照）。

今後、同様の製品による類似の事故が発生することを防止するため、次頁について、当該煙火を消費する関係者に対し、動物駆逐用煙火（連続発射式）の消費に当たっての注意喚起を行うことといたしました。

つきましては、貴職におかれましては、関係機関を通じ、鳥獣被害対策に携わる関係者に対し、次頁についての周知徹底をお願いいたします。

記

これまでに確認されている動物駆逐用煙火（連続発射式）による事故の概要

【平成２５年１１月１３日】
岡山県において、猿の駆逐のため（株）ライズ販売の動物駆逐用煙火（連続発射式）を専用の手持ち用保護ホルダー（プラスチック製）に入れて消費していたところ、ホルダー内で製品が破裂し、指を負傷した。（１名が軽傷）

【平成２５年１２月１５日】
山口県において、猿の駆逐のため（株）ライズ販売の動物駆逐用煙火（連続発射式）を専用の手持ち用ホルダーを使用しないで消費していたところ、製品が破裂し、親指と人差指を欠損した。（１名が重傷）

【平成２６年７月１２日】
福島県において、熊の駆逐のため（株）芳賀銃砲火薬店販売の動物駆逐用煙火（連続発射式）を専用の手持ち用ホルダーを使用しないで消費していたところ、製品が破裂し、中指及び薬指を欠損した。（１名が重傷）

【平成２６年７月１４日】
福島県において、熊の駆逐のため（株）ライズ販売の動物駆逐用煙火（連続発射式）を専用の手持ち用保護ホルダー（ステンレス製）に入れて消費していたところ、ホルダー内で製品が破裂、ホルダーの底部が破損し、腹部等数か所に火傷を負った。（１名が軽傷）

動物駆逐用煙火（連続発射式）の使用における注意点

動物駆逐用煙火（連続発射式）は、一般で販売されているがん具煙火と異なり、大きな音を発生するため、威力の強い火薬が用いられております。このため、万が一、製品の異常な破裂等が発生した場合には、指や手の一部を欠損したり、飛散物や爆音により重篤な怪我をするおそれがあります。

以上により、消費者におかれましては、取扱説明書の使用方法を遵守するとともに、下記の注意点を厳守してご使用いただきますようお願いします。

記

1．製品は直接手に持たず、杭などに固定し使用してください。

2．やむを得ず手に持って使用する場合は、当該煙火の販売業者が提供する専用の保護ホルダーを使用してください。その際には、以下の点を厳守願います。

（１）専用ホルダー使用時には、ホルダー底面に手が触れない位置で、可能な限りホルダーの下側を持って使用すること。また、ホルダー底面は体に向けず、ホルダーはできる限り体から離して使用すること。

（２）使用する専用ホルダーにおける、変形、さび、ひび割れ等の有無を確認し、異常が有るものや、過去に一度でもホルダー内部で製品が破裂等の異常燃焼をしたものは、使用しないこと。

（３）専用ホルダーは、万一、製品が手元で破裂等した場合の被害を軽減する事はできるが、被害を完全に防止することはできないため、ゴーグル、耳栓、革手袋などの防護具を併用すること。

（４）株式会社ライズが販売した動物駆逐用煙火（５連発式）、製品名「駆除雷５発」（２０１２年５月中国製）については、同社が製品の自主回収を行っているため、当該製品をお持ちの方は絶対に使用せず、販売元に連絡すること。（販売元（（株）ライズ）連絡先：０８６－２９５－１１７９）

News Release

平成26年7月25日

動物駆逐用煙火（連続発射式）の取扱いにご注意ください！

鳥獣等の動物駆逐に用いられる動物駆逐用煙火（連続発射式）の使用中に、持ち手付近が破裂し、指等を負傷する火薬類の事故がこれまでに4件発生しました。（昨年度2件に引き続き、本年7月に2件発生。）

当該煙火は、原則、地上に固定するなどして使用し、やむを得ず手に持って使用する場合は、専用の手持ち用ホルダーを使用するなど慎重に取り扱うことが必要です。

経済産業省では使用者に対し、取扱い時の注意を喚起するとともに、関係省、都道府県、関係団体等を通じて煙火を取り扱う者に対しての注意喚起の周知を再度依頼しました。

1. 事案の概要

鳥獣等の動物駆逐に用いられる動物駆逐用煙火（連続発射式）の使用中に、持ち手付近が破裂し、指等を負傷する火薬類の事故がこれまでに4件発生しました。（以下、「参考」参照。）

2. 注意事項

動物駆逐用煙火（連続発射式）の使用に際しては、取扱説明書の使用方法を遵守するとともに、以下の注意点を厳守して使用してください。

(1) 製品は直接手に持たず、杭などに固定し使用してください。

(2) やむを得ず手に持って使用する場合は、当該煙火の販売業者が提供する専用の保護ホルダーを使用してください。その際には、以下の点を厳守願います。

・専用ホルダー使用時には、ホルダー底面に手が触れない位置で、可能な限りホルダーの下側を持って使用すること。また、ホルダー底面は体に向けず、ホルダーはできる限り体から離して使用すること。

・使用する専用ホルダーにおける、変形、さび、ひび割れ等の有無を確認し、異常が有るものや、過去に一度でもホルダー内部で製品が破裂等の異常燃焼をしたものは、使用しないこと。

・専用ホルダーは、万一、製品が手元で破裂等した場合の被害を軽減する事はできるが、被害を完全に防止することはできないため、ゴーグル、耳栓、革手袋などの防護具を併用すること。

(3) 株式会社ライズが販売した動物駆逐用煙火（5連発式）、製品名「駆除雷5発」(2012年5月中国製)については、同社が製品の自主回収を行っているため、当該製品をお持ちの方は絶対に使用せず、販売元に連絡すること。（販売元（(株)ライズ）連絡先：086-295-1179）

3. 当省の対応

本件について、経済産業省では、本日付けをもって、(株)芳賀銃砲火薬店芳賀火工に対し、販売先で当該煙火を手で持たないなど適切な使用を行うことを要請しました（別添1）。

また、動物駆逐用煙火（連続発射式）の輸入販売業者に対し、販売先に、使用方法などを遵守するように周知を行うことを求めました（別添2）。

さらに、事故防止に万全を期するため、関係省、都道府県、公益社団法人日本煙火協会及び一般社団法人日本火薬銃砲商組合連合会を通じ、関係者への周知を依頼しました。（別添3、別添4、別添5）

経済産業省としては、引き続き原因調査を進め、再発防止に向けた対応策の検討を進めてまいります。

（本発表資料のお問い合わせ先）
商務流通保安グループ鉱山・火薬類監理官　吉野
担当者：福原、太田、池田（秀）
電　話：03-3501-1511（内線 4961）
03-3501-1870（直通）

（参考）

【平成 25 年 11 月 13 日】
岡山県において、猿の駆逐のため（株）ライズ販売の動物駆逐用煙火（連続発射式）を専用の手持ち用ホルダー（プラスチック製）に入れて点火したところ、ホルダー内で製品が破裂し、指を負傷した。（1 名が軽傷）

【平成 25 年 12 月 15 日】
山口県において、猿の駆逐のため（株）ライズ販売の動物駆逐用煙火（連続発射式）を専用の手持ち用ホルダーを使用しないで点火したところ、製品が破裂し、親指と人差指を欠損した。（1 名が重傷）

【平成 26 年 7 月 12 日】
福島県において、熊の駆逐のため（株）芳賀銃砲火薬店販売の動物駆逐用煙火（連続発射式）を専用の手持ち用ホルダーを使用しないで消費していたところ、製品が破裂し、中指及び薬指を欠損した。（1 名が重傷）

【平成 26 年 7 月 14 日】
福島県において、熊の駆逐のため（株）ライズ販売の動物駆逐用煙火（連続発射式）を専用の手持ち用保護ホルダー（ステンレス製）に入れて消費していたところ、ホルダー内で製品が破裂、ホルダーの底部が破損し、腹部等数か所に火傷を負った。
（1 名が軽傷）